

令和８・９年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請について

鹿児島県土木部監理課

令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までを有効期間とする県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請を下記により受け付けます。

記

１ 入札参加資格希望業種区分

- (1) 測量
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務

２ 資格要件

- (1) 営業に関し法律上必要な資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団
 - イ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (4) 資格審査を申請する業種区分について令和７年８月３１日までに迎えた直近の事業年度の決算日（以下「審査基準日」という。）から直前２年間に業務の実績を有する者であること。

ただし、次の各号に該当する者については、以下のとおりとする。

 - ア 審査申請年度において、資格審査を申請する前に企業合併等を行った者は、当該企業合併等を行った日
 - イ 審査申請年度において、資格審査を申請する前に会社更生法又は民事再生法による更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けた者は、当該手続開始決定の日
 - ウ ア又はイによることが適当でない特別な事情がある者については、必要に応じ別に定めるものとする。
- (5) 共同企業体が資格審査を申請する場合においては、当該共同企業体の構成員の全員が(1)から(4)までのいずれにも該当する者であること。
- (6) 中小企業庁が証明した官公需適格組合でない事業協同組合、企業組合若しくは協業組合（以下「事業協同組合等」という。）の組合員である者又は共同企業体の構成員である者が資格審査を申請する場合においては、資格審査を申請した業種区分が、当該事業協同組合等又は当該共同企業体が申請した資格審査に係る業種区分と同一でないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しない事業主であること。

- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 3 項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第 48 条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの
- イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 6 条第 1 項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第 27 条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの
- ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業を行う事業主であって、同法第 7 条の規定による被保険者となったことの届出を行っていないもの

3 受付期間等（窓口提出又は郵送による。なお、郵送の場合は、消印有効とする。）

(1) 受付期間

ア 県内業者

令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 10 月 31 日（金）

イ 県外業者

令和 7 年 11 月 4 日（火）～令和 7 年 11 月 28 日（金）

(2) 送付先

〒 8 9 0 - 8 5 7 7

鹿児島県鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1

鹿児島県土木部監理課建設業許可係（コンサル入札参加資格担当）宛て

注 申請書は正本のみ市販の A 4 板の縦長ファイル【色指定：黄色（県内業者）、緑色（県外業者）】に綴り提出してください。また、提出の際には、ファイルの表面及び背面に会社名を記載してください。

4 申請書の入手方法

鹿児島県のホームページから申請書をダウンロード（印刷）できます。

「トップページ」>「社会基盤」>「土地・建設業」>「入札参加資格・契約等」>「令和 8・9 年度測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査の申請受付について」

5 申請書のデータ提出

「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書」の電子データ（Excel ファイル）の提出が必要です。上記 4 の県ホームページから提出してください。

6 問合せ先

鹿児島県土木部監理課建設業許可係

〒 8 9 0 - 8 5 7 7 鹿児島市鴨池新町 1 0 番 1 号

☎ 0 9 9 - 2 8 6 - 3 4 9 0（直通）

7 注意事項

申請後に、「測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書」の記載事項に変更が生じた場合は、「測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書変更届」を監理課建設業許可係へ提出してください。

特に、各登録規定等に基づく登録の更新の届出を失念するケースが見受けられますので、御注意ください。

個人から法人へ組織変更をした場合の取扱いについて

一定の要件（両者の営業体の同一性を確認できることが必要）を満たす場合、個人から法人へ入札参加資格を引き継ぐことができます。監理課建設業許可係まで御相談ください。